

令和5年第8回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和5年8月24日（木）

午後1時30分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

第 8 回座間市農業委員会定例総会議事録

令和 5 年 8 月 24 日、第 8 回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

- | | |
|-----------|------------|
| 1 森 川 保 | 7 吉 川 充 |
| 2 草 薙 初 夫 | 8 小 泉 聡 |
| 3 若 菜 成 之 | 10 吉 川 浩 正 |
| 4 曾 根 将 彦 | 11 市 川 芳 明 |
| 6 吉 川 稔 恒 | |

会議を欠席した委員

- | | |
|------------|-----------|
| 5 池 上 元 徳 | 9 鈴 野 伸 吾 |
| 12 山 村 優 子 | |

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

- 曾 根 覚 、 池 上 光 昭 、 野 島 喜代史

書記は次のとおり

- | | | | |
|---|------|----|----|
| 1 | 事務局長 | 田川 | 敦子 |
| 2 | 次長 | 曾根 | 和士 |
| 3 | 庶務係長 | 河野 | 誠 |
| 4 | 主事 | 増島 | 亨 |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第16号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第17号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第35号 非農地証明の発行について
- 6 議案第36号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 議案第37号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 議案第38号 農用地利用集積計画について
- 9 議案第39号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について

その他

午後 1 時30分開会

議 長

ただいまの出席委員は 9 人で、定足数に達しております。

これより令和 5 年第 8 回座間市農業委員会定例総会を開会といたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されておりますとおり定めましたので、ご了承願います。

なお、5 番池上委員、9 番鈴野委員、12 番山村委員から欠席の届けが出ておりますので報告をいたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、3 番若菜成之委員、10 番吉川浩正委員の両名を指名いたします。

次に、日程第 2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは、日程第 2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧いただきたいと存じます。

まずは、1 の会務報告です。今回は、令和 5 年 7 月 28 日（金）から令和 5 年 8 月 23 日（水）までの概要でございます。

先月、7 月 28 日（金）、この場所におきまして、令和 5 年第 7 回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、2 件、4 筆の農地転用届出、農地法第 5 条、3 件、6 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、1 件、5 筆の 1 議案につきまして、ご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

続きまして、8 月 9 日（水）に横浜市内で開催された、県農業委員会職員事務研究会役員会に、私が出席しました。

8 月 11 日（金）に開催された座間市ひまわりまつりの開会式に、会長が来賓として出席されております。

8 月 17 日（木）には、農地部会を開催し、本日の議案について事前協議を行いました。

続きまして、2 の諸証明ですが、この間の発行件数は合計 4 件でございます。内容

は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第16号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第17号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第16号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年8月24日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

日程第4、報告第17号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規定第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年8月24日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

それでは、最終ページの総括表をご覧くださいと思います。

法第4条届出、地目は畑、筆数は5筆、地積は646.4㎡でございます。

法第5条届出、地目、田、筆数、2筆、地積が207㎡、地目、畑、筆数、17筆、地積、6,574㎡。

合計ですが、下記のとおり、田が2筆、地積、207㎡、畑が22筆、地積、7,220.4㎡、合計につきましては記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

議長 長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第35号、非農地証明の発行についてを議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第35号、非農地証明の発行について。

農地法上の転用許可制度と不動産登記制度との整合性を図るため、非農地証明の承認を求めます。

令和5年8月24日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

農地法第2条に定める農地には該当しないと判断されるため非農地証明の証明を求めます。

資料の4ページをご覧ください。

まず申請人でございます。座間市栗原■■■■、■■■■さん。

土地の表示は、番号1、座間市栗原字小池谷■■■■、地目、畑、地積、251㎡。

番号2、栗原字小池谷■■■■、地目、畑、地積、65㎡でございます。

この非農地証明につきましては、登記簿上の地目が農地でありながら、その現状が農地以外の土地になっているもので一定の条件を満たしている場合、その土地に対して非農地証明を発行できることとなっております。

農地法第2条に定める農地には該当しないと認められる土地の取扱いについて、優良農地を確保し、良好な農業環境を保持するという農地法上の転用許可制度と、不動産登記制度との相互の運用の整合性を確保する趣旨によるものでございます。

案内図につきましては資料5ページをご覧ください。

北向庚申堂交差点から北側へ坂を下った左手側の栗原第6市民農園の南に位置する土地、2筆でございます。

現況といたしましては、番号1の土地は住宅の庭敷地、また、番号2は物置が建築されております。

長い年月、耕作を行っておらず畑でなくなっていることは、申請書に添付された平成8年度当時の航空写真でも確認できます。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第35号、非農地証明の発行について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長 17日に農地部会として現地を見てまいりました。見る前に市から、もう30年ぐらい前の航空写真も提示されましたので、それを参考に行ってまいりました。その航空写真と現状とは全然変わっておりません。

ただ、当時を知る方、どうしてこういうのが発生したかというのを知る方が近所には誰もいない、皆さんお亡くなりになっているということで、近所の若い、前の農業委員であります ■■■さんに話を聞くことができました。

多分という話なのですが、①、②の横に道路があるのですが、これはかなり広い道路です。この広い道路ができる前は多分、もっと細い道路ではなかったのではないかと。その細い道路を買収して、農地だったところがだんだん狭くなってきてしまい、今現在、農業ができるような土地ではなくなっているという話をお聞きしました。

見て回った後、皆さんに確認したのですが、ここで農業をやるということは到底無理だろうということで、非農地証明の発行はよろしいのではないかという話になりました。

ただ、年間1件や2件、この非農地証明の発行についてというのが議題として上がってきます。ある程度、根拠を持つという言い方はおかしいのですが、何か決まりを持たないといけないと思いますので、これからは部会員で、少し時間がかかるかもしれませんが、この非農地証明についての話合いが必要ではなからうかと思えます。

今回については、承認ということで、部会としては話し合っております。

以上です。

議 長 議案第35号の地区担当委員は草薙初夫委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

草 薙 委 員 ただいま部会長がご報告されましたとおり、問題ないものと認めます。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第35号、非農地証明の発行について、本案、農地部会長報告は「承認」であります。農地部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第35号は原案のとおり承認することに決しました。
次に、日程第6、議案第36号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第36号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。
租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年8月24日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

こちらは、引き続き農業経営を行っている旨の証明となります。こちらの証明は、農地に関わる相続税の納税猶予の特例を受けた場合に3年ごとに税務署に提出するもので、これまでの3年間、農業経営を行っていたか審査するものです。

資料6ページをお開きください。

座間市四ツ谷■■■■■にお住まいの、■■■■■さんからの申請でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年9月24日から令和5年8月24日。

特例適用農地につきましては、資料に記載しております番号1から番号9までの田、6筆及び畑、3筆の合計9筆となり、合計、4,995㎡です。

案内図につきましては資料7ページから9ページをご覧ください。

四ツ谷鳩川北側に位置する市街化調整区域の田、3筆と、四ツ谷配水管理所の北西に位置する市街化調整区域の田、3筆、畑、3筆の合計9筆でございます。

四ツ谷にお住まいの■■■■■さんですが、令和元年11月に父の■■■■■さんが亡くなられ、息子である■■■■■さんが当該農地を相続され、今回が1回目の申請になります。

農機具等につきましては、耕耘機、トラクター、田植機、バインダー、コンバインなどを所有しております。

内容につきましては以上です。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第36号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告と併せて地区担当委員としての発言を求めます。

若菜農地部会長 これも同じく17日に見てまいりました。申請者の■■■さんですが、田、6筆、畑、3筆は、全て四ツ谷です。自宅から近いということもあって、また、本人が若くてやる気がありますので、田畑すごくきれいです。申し分ないと思います。

以上です。

議長 農地部会長の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。

市川委員 少し聞きたいのですけれども、その前に租税特別措置法第70条の6第1項というのは、どんなことを言っているのですか。

事務局 租税特別措置法第70条の6第1項の規定については、農地等についての相続税の納税猶予及び免除等をうたう条文となっております。

以上です。

市川委員 ということは、相続税で納税猶予を受けているこの土地を、引き続きその土地で農業経営を行っている、農地を維持管理しているということをここでは証明を求めるという解釈でいいのですか。

議長 はい。

市川委員 分かりました。

議長 ほかにご質疑・ご意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第36号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第36号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第37号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第37号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年8月24日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料10ページをご覧ください。

まず申請人は、座間市入谷西三丁目 [] にお住まいの、 [] さんです。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年7月28日から令和5年8月24日。

特例適用農地は、入谷西3丁目 []、地目、畑、地積、797㎡のうち672㎡でございます。

入谷西にお住まいの [] さんですが、平成22年に今回の農地を相続され、今回が4回目の申請でございます。

場所につきましては、案内図11ページをご覧ください。

星谷寺の南東に位置する自宅に隣接した市街化区域の特定生産緑地1筆になります。

[] さんは露地野菜を作られ、農機具については、耕耘機などを所有し、農業経営をされている方でございます。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第37号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長 17日に同じく行ってまいりました。 [] さんの農地なのですが、東側に小田急線、南側に建て売り、北側に道路という立地条件の下の農地でございます。私もよくこの道路を通っておりますが、本当に農地を大事に使っておられる方というふうな言い方に尽きるのではないかと思うほどきれいに、丁寧に作っていられます。問題ないと思います。

議長 議案第37号の地区担当委員は吉川浩正委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川(浩)委員 おとといの22日に確認しに行きました。それで、場所は星谷寺の前の [] さんの家がありまして、その隣の土地で、近くに踏切がありまして、線路側に面した場所ですけれども、確認する前に声をかけまして、 [] さんの旦那さんに会いまして、道路側から確認してくれと言われまして確認いたしました。確認したところ、農業経営はきちんと行っていました。サトイモとか、キュウリとかが栽培されていました。

この暑い日が続く中、畑をきちんときれいにされていて、農業経営を熱心にされて

いるということを確認いたしました。問題ないと思います。

以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第37号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第37号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第38号、農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第8、議案第38号、農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画について承認を求めます。

令和5年8月24日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

今回は、農地中間管理事業を利用した貸し借りとなります。

農地中間管理事業は、農業振興地域内の農地の貸し借りについて、農地法によらずに農業経営基盤促進法に基づき行うもので、農地中間管理機構が貸手、借人の間に入り、担い手への農地の集積、集約を推進する事業となります。

農地中間管理機構は全都道府県に設置され、農地の中間的受皿となっており、神奈川県では、神奈川県知事が公益社団法人神奈川県農業会議を農地中間管理機構に指定しております。

この農地中間管理機構を通じた貸し借りについては、これまで利用集積計画の承認と市が作成する配分計画が必要となっていました。農地中間管理事業の推進に関する法律が改正されたことにより、貸手、借人の両者が決まっている場合には配分計画は不要になり一括で権利設定が可能となります。よって、今回の議案では、同じ筆に対して2つの集積計画が提出されたものです。

資料の12ページから15ページをご覧ください。

番号1から番号10までの田、17筆、畑、2筆の合計19筆でございます。

貸手の氏名、住所、所在地、現況地目、地積、利用権の種類、借人の氏名、住所、始期、終期、期間につきましては資料のとおりとなります。

なお、表内では通番を表示し、各筆の農地に通し番号を付番しております。各農地について、貸手、借人の流れが把握しやすく付番しているものですので、よろしくお願いたします。

案内図につきましては16ページから24ページです。

中河原周辺に位置する田、11筆、育苗センター北東に位置する田、3筆、西中学校の西側の田、1筆、座間第3市民農園の北東に位置する畑、2筆、四ツ谷の鳩川にかかる見取橋の脇の田、1筆及び四ツ谷ひまわりまつり会場本部の東側の田、1筆の合計19筆となります。

この農用地利用集積計画は、借手側が農業者として適正かどうか審査していただくものでございます。

借人の■■■■さんですが、現在、33歳で、令和2年4月1日から認定農業者となり、市内で約6町歩の農業経営をされています。

農業経営としては、トラクター、耕耘機、田植機、コンバインなどを所有し、ご夫婦で水稻、露地野菜を作付しています。

今回の農用地利用集積計画では、貸手が5人、借人が1人、筆数が19筆、面積は1万3,547㎡の利用集積計画となりました。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま、議案第38号、農用地利用集積計画について、提案理由並びに補足説明がございました。

ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第38号、農用地利用集積計画について、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第38号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第9、議案第39号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正についてを議題といたします。

事務局より提案理由を求めます。

事務局

日程第9、議案第39号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正の内容について意見を提出したいので議決を求めます。

令和5年8月24日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

今回、皆様へは市で策定しております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について意見照会をさせていただくわけですが、この基本構想について簡単に触れさせていただき、詳細はこの後、農政係より説明をさせていただきます。

この基本構想ですが、これは、農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づき都道府県が策定する基本方針に則す形で全ての市町村において策定が義務づけられている将来に向けた地域の農業の在り方について総合的に定めた計画です。この基本構想には目標設定の基本となる考え方、育成すべき農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の対応等に関する営農の類型ごとの指標及び農用地の利用の集積目標を定め、さらにその実現のために取るべき措置等を示すこととされております。

また、この法律の第6条第4項に市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとするがあります。

さらに同法施行規則第2条で基本構想の作成について、意見を聴くべき者として、当該市町村の長は、農業委員会並びに農業協同組合の意見を聴かなければならないとの規定によりまして、皆様にご意見照会をさせていただくものでございます。詳細はこの後、担当者より説明させていただきます。

産業振興課

産業振興課農政係の東田でございます。

それでは、変更の要点について、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、今回の基本構想の変更については、座間市の基本構想となりますので、市長によって変更が行われます。そのため皆様に内容について決めていただくというわけではなく、その内容についてご意見を求めたい、ご意見がなければ同意をいただきたいというものですので、その辺のご理解をよろしくお願いいたします。

今回の改正につきましては、農業経営基盤強化促進法の改正法が令和5年4月1日に施行されまして、その法改正の内容を反映させた神奈川県の基本方針というものが同日付で変更されたことに伴い、県の基本方針の変更を受け、令和5年9月末日までに市の基本構想を変更する必要性が生じたため、今回、このようなご意見照会をさせていただいております。

つまり、今回の基本構想は、法改正に対応させて関係する項目の追加及び削除をするものですので、基本的に内容の見直しを行うというものではありません。

また、この改正案を作成するに当たっては、神奈川県より情報提供をいただきまして、県下全市町村宛に試案をいただいておりますので、その内容に準じて作成をさせていただいておりますのでご了承お願いいたします。

あと、今日の配布資料といたしまして、今回の基本構想についてという形で3点、皆様のお手元に配布させていただいているのですけれども、何分、資料のページ数も相当多いものですので、後日お目通しいただきまして、本日はポイントを絞ってご説明させていただければと思っております。

それでは、改正のポイントについてご説明させていただきます。

お手元資料の改正内容の要点という1枚で置いてあります資料をご覧くださいと存じます。

今回の改正のポイントとしては、主に4つでございます。まず1つ目が、農業を担う人材の確保及び育成に関する事項でございます。内容としましては、今回の県の基本方針の変更に伴い若手農業者や新規就農者の営農に対するサポートを明確化するようになったため今回、このような変更で追記させていただいている事項になります。

次に2点目ですが、令和5年4月1日付で改正されました農業経営基盤強化促進法の第18条第1項や第19条第1項に規定された協議会の場の設置や地域計画に関する事項でございます。こちらは、皆様に初めてお集まりいただきました初総会の後の研修会にて農業会議の講師の方からも最後に説明があった地域計画と言われるものを今後、農地の維持のために計画策定を行わなくてはならないのですけれども、その策定に伴う変更、そのための法改正に伴って基本構想も変更、修正を行うというものでございます。

三つ目が、農地利用集積円滑化事業というものでございます。この事業については、もともと若手農業者の方だったり農地の借り貸しを行いやすくするための事業だっ

たりするのですけれども、今回の法改正について伴いまして、この円滑化事業自体が廃止となりましたため、市の基本構想の中でも削除を行うためのものがございます。

最後に4点目ですが、現状に合わせて数値等の修正を行いました。いわゆる、法律上の条の番号だったりとか、その順番の並び替えだったりなどを行ったものですので、数字の入替えなど、細かい点の修正でございます。

以上、簡単ではございますが、今回の基本構想の一部改正のポイントについてご説明させていただきました。

本改正案につきましては、先ほど河野係長よりご説明がありましたとおり、関係機関であるJ Aさがみの座間地区の運営委員会にも意見照会を行っており、また、本委員会に持ってくる前に神奈川県を担当部局に本案のチェックをしていただいております。一応、このような形で最終的に皆様からご意見をいただいた後、神奈川県と協議しまして、9月末日付で市長より公告し、正式に策定をするという予定でございます。

内容につきましては以上でございます。

議 長 国の改正に伴い変更するという事だと思えます。ただいま、議案第39号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について、提案理由並びに補足説明がございました。

ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第39号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第39号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了しました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 私から1つお願いがあるのでございますけれども、今日も3名の方が欠席されております。初めての委員が多いのですけれども、今回の各議案というのは非常に重要な案件で、皆様の一人一人が採決の1票という言い方は変ですけれども、持っておりますので、

極力、定例総会には出席いただきますようお願いをいたします。

事務局からは何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で、令和5年第8回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後2時08分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

3 番 _____

10 番 _____